

浦添市都市公園条例（平成17年条例第31号）新旧対照表

旧			新			
浦添市都市公園条例 平成17年12月26日 条例第31号 注 平成29年10月から改正経過を注記した。 別表第1（第12条関係） （単位：円）			浦添市都市公園条例 平成17年12月26日 条例第31号 注 平成29年10月から改正経過を注記した。 別表第1（第12条関係） （単位：円）			
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料	
電柱その他これに類するもの	1年1本	240	公園を占有する場合	電柱その他これに類するもの	1年1本	240
電線、電らんその他これらに類するもの	1年1メートル	70		電線、電らんその他これらに類するもの	1年1メートル	70
変圧塔及び送電塔	1年1平方メートル	660		変圧塔及び送電塔	1年1平方メートル	660
水道管、ガス管、下水道管その他これらに類するもの				水道管、ガス管、下水道管その他これらに類するもの		
口径0.4メートル未満	1年1メートル	140		口径0.4メートル未満	1年1メートル	140
口径0.4メートル以上1.0メートル未満	1年1メートル	330		口径0.4メートル以上1.0メートル未満	1年1メートル	330
口径1.0メートル以上	1年1メートル	660		口径1.0メートル以上	1年1メートル	660
通路、橋、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設	1年1平方メートル	330		通路、橋、軌道、公共駐車場その	1年1平方	330
防火用貯水槽	1年1平方メートル	330				
郵便差出箱、公衆電話所、警察署の派出所、天体観測施設、気象観測施設及び土地観測施	1年1平方メートル	660				

設		
競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1日1平方メートル	3
標識	1年1個	30
索道、鋼索鉄道及び送電線	1年1平方メートル	330
工事用施設及び工事用材料置場	1月1平方メートル	70
その他の占用	1年1平方メートル	660

他これらに類する施設	メートル		
防火用貯水槽	1年1平方メートル	330	
郵便差出箱、公衆電話所、警察署の派出所、天体観測施設、気象観測施設及び土地観測施設	1年1平方メートル	660	
競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1日1平方メートル	3	
標識	1年1個	30	
索道、鋼索鉄道及び送電線	1年1平方メートル	330	
工事用施設及び工事用材料置場	1月1平方メートル	70	
その他の占用	1年1平方メートル	760	
公園施設を設ける場合	売店、飲食店	1年1平方メートル	830
	その他営を目的とする施設	1年1平方メートル	5,730
公園施設を管理する場合	売店、飲食店	1年1平方メートル	760
	その他営利を目的とする施設	1年1平方メートル	1,780